

# 令和8年度 事業計画

## I. 基本方針

我が国の人口の5人に1人が75歳以上となる「2025年問題」を踏まえ、当センターの会員の平均年齢も上昇傾向へと変化しております。近年では異常気象により、夏は酷暑が続くなど会員を取り巻く就業環境も変化しております。また、インボイス制度やフリーランス保護法の導入などにより、当センター、会員、お客様の三者の契約体系も根本的に替わることとなりました。

このような状況が変わっていく中で、当センターは会員の就業内容の見直し、当センターの運営体制の見直し、お客様との契約関係の見直しなど事業の変革を起こしていくこと、またその一方で、「会員の生きがい就業の充実」などのセンターの根本理念を順守していくこと。これを中核とした事業の推進をしていきます。

## II. シルバー人材センター事業

### 1 雇用によらない臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業機会の提供

高齢者にふさわしい地域に密着した仕事を、家庭、民間事業所、官公署等から有償で引き受け、これを高齢者に対して、その能力、希望等に応じて請負又は委任により提供する。

### 2 雇用による臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業機会の提供

#### (1) 職業紹介事業

千葉県シルバー人材センター連合会が主体となり、臨時的かつ短期的な仕事又はその他の軽易な業務に係る仕事の求人を受け、これらの仕事を希望する高齢者に紹介する。

#### (2) 一般労働者派遣事業

千葉県シルバー人材センター連合会が主体となり、臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業の範囲内において、あらかじめ登録した高齢者のうち、派遣労働を希望する高齢者を対象に実施する。

### 3 臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業に必要な知識及び技能を付与するための講習会の実施

就業上必要な技能、知識を就業意欲ある高齢者に付与することにより、実際の就業に結びつけるようにする。

### 4 上記1～3の事業を推進するための諸活動及びその他の社会参加活動を推進するための諸活動

#### (1) 普及啓発活動

シルバー人材センター事業の内容の理解や周知のために積極的な普及啓発事業活動を行う。

- ① 公共機関や関係機関にポスターやリーフレットの配置、まめバスではモニターによるセンターのPR活動を行う。

- ② イベントや催し物などにおける PR 活動
- ③ シルバー人材センター事業の周知や会員募集について、市の広報紙への掲載依頼
- ④ ホームページの有効活用によるシルバー人材センター事業の普及推進

## (2) 安全・適正就業の推進

就業中や就業途上における事故をなくすべく、安全・適正就業委員会による組織的な安全対策を行う。また、適正就業ガイドラインに沿った事業運営に努める。

- ① 安全・適正就業委員会による安全推進計画や事故防止計画に基づいた事故防止対策の実施
- ② 会員に対する健康管理や安全・適正就業に関する情報の提供
- ③ 賠償責任事故（特に飛び石事故）の防止
- ④ クレームに対する対応策の検討
- ⑤ 安全・適正就業における各種講習会の実施
- ⑥ 就業現場の安全パトロール巡回の実施
- ⑦ 定期健康診断受診の働きかけ
- ⑧ 酷暑における熱中症対策
- ⑨ 車両事故の防止

## (3) 調査研究

会員の就業機会の開拓・拡大のために各種調査・研究を行う。

- ① 社会情勢に合わせた潜在ニーズの掘り起こし
- ② 会員の潜在スキルの掘り起こし
- ③ 女性会員数拡充の研究・調査

## (4) 就業分野、会員数の開拓・拡充

就業機会の確保や会員欠員の解消に向けて双方の開拓・拡充を行う。

- ① 就業機会の確保と適正就業のために複数によるワークシェアリングを推進し就業機会の提供
- ② 一般労働者派遣就業の推進
- ③ 女性会員活動推進委員会の設置

## (5) 相談、情報提供

入会を希望する高齢者を対象に就業や能力開発に係る相談や情報提供を行う。

- ① 新規会員に対しては入会説明会により丁寧な説明に心がけ、シルバー人材センター事業の理解を深め、意識の高い会員の獲得
- ② 理事を交えた就業相談会の実施
- ③ センター会報誌やソーシャル・ネットワーキング・サービスにより、時季に合わせた各種情報の提供

## (6) 社会奉仕活動の実施

社会奉仕活動を実施し、地域社会への感謝と地域の環境美化活動を行う。

- ① 主要道路の沿道や花火大会後のゴミ拾い等の実施

## 5 社会情勢に合った事業内容の見直し

消費税や就業環境に関わる制度の変容、デジタル社会の到来など、社会情勢に見合った事業内容への見直しを行う。

## 6 新たな契約方式への対応

令和6年11月から施行された「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（フリーランス新法）」に伴う契約方法の見直しや新たな契約方式への移行を推進する。

## III. 法人管理事業

### 1 会員数の目標

令和8年度末の会員目標数を880名（中期基本計画の目標値920名のうち）とする。

### 2 自主財源の確保

毎年引き上げられる最低賃金や物価高騰、また適格請求書等保存方式（インボイス制度）に伴う税負担、これらによる運営経費の増加を見極めた財源の確保に努め、補助金と自主財源の安定運営のための収入バランスを図る。

### 3 組織体制の改正

- (1) 公益社団法人としての適正な事業運営を行うため、法令の改正等に伴う役員体制を図り、事務局との連携により事業運営体制の充実に努める。
- (2) 公益法人会計の改正に伴う、財務規程・財務諸表等、事業運営の改正を令和9年度までに行う。
- (3) 事務局の運営体制の編成を図る。

## IV. 諸会議の開催

センターの維持運営及び事業運営の執行に関して必要な会議を、次のとおり開催する。

会 議 名	開催回数
定 時 総 会	1 回
理 事 会	12 回
総 務 部 会	随時
事 業 部 会	随時
普 及 啓 発 部 会	随時
安全・適正就業委員会	3 回
女性会員活動推進委員会	随時
職 群 班	随時